

医療的ケア児の受入れガイドライン

(幼稚園・保育園・こども園)

2022年 6月

松阪市福祉事務所こども局

こども未来課

はじめに

近年、医療技術の進歩に伴い、たんの吸引や経管栄養、在宅酸素などの医療的ケアが必要な障害児（以下「医療的ケア児」という。）が増加しています。また、医療的ケア児やその家族を取り巻く状況も多様化しています。そのような中、医療的ケア児が地域社会の一員として安心して暮らすためには、一人一人の多様なニーズに応じた支援体制の充実が不可欠となります。そのためには、安全な医療的ケアと医療機器による支援が必要であり、医療、保健、福祉をはじめとした関係機関が緊密に連携し、必要な支援を適切に提供していくことが求められます。

また、幼稚園・保育園・こども園で医療的ケアを提供する場合、医療的ケア児の体調変化に対する園の全職員の丁寧な見守り・細やかな気付き、迅速な対応等が必要となります。

2021年6月、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（医療的ケア児支援法）が成立し、同年9月に施行されました。同法において各地方公共団体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有すると規定されました。

松阪市では、医療的ケア児の保護者から保育所等の利用について相談があった場合に対応できるよう、医療的ケア児の受入れガイドライン（幼稚園・保育園・こども園）を策定しました。本ガイドラインを活用し、医療的ケア児の置かれている状況の把握に努め、保育の実施状況を検証しつつ、幼稚園・保育園・こども園等での安全安心な受け入れが図られるよう取り組んでまいります。

2022年6月1日

目次

第1 基本的事項	1 ページ
1 受入れの要件	
2 医療的ケアの内容	
3 対象年齢	
4 受入れ体制	
第2 医療的ケア児の入園までの手続き	1 ページ
1 入園相談・入園申込	
2 関係機関からの意見聴取（受け入れの可能性の検討）	
3 面談	
4 入園会議で受け入れの可否を決定	
5 内定園との協議	
6 保育の入園決定（決定通知）	
7 医療的ケアの実施に関する書類（実施計画書）の作成	
8 保育園利用開始	
9 医療的ケア児・保育園・保護者等へのフォロー	
第3 医療的ケア児の入園後の継続について	3 ページ
1 医療的ケアの継続について	
2 受入れ後における医療的ケアの内容変更について	
3 長期欠席について	
第4 実施園での受入れについて	3 ページ
1 医療的ケアの実施者について	
2 医療的ケアの安全実施体制について	
3 緊急時の対応	
4 職員の研修	
第5 保護者の了承事項	4 ページ
1 医療的ケアについて	
2 体調管理及び保育の利用中止等	
3 緊急時及び災害時の対応等	
4 退園等	
5 情報の共有等	
6 その他	

【参考】 入園までに使用する主な書式

第1 基本的事項

1 受入れの要件

- (1) 保護者の就労等の要件により、保育園等で保育を行うことが必要であると認められること。
- (2) 保育園等における集団保育が適切であると医師が認めること。
- (3) 保育園等における受入れ体制が整えられていること。

2 医療的ケアの内容

- (1) 喀痰吸引
- (2) 経管栄養（鼻注、胃ろう、腸ろう）
- (3) 酸素療法
- (4) 導尿
- (5) 血糖値測定・インスリン注射
- (6) その他の医療行為

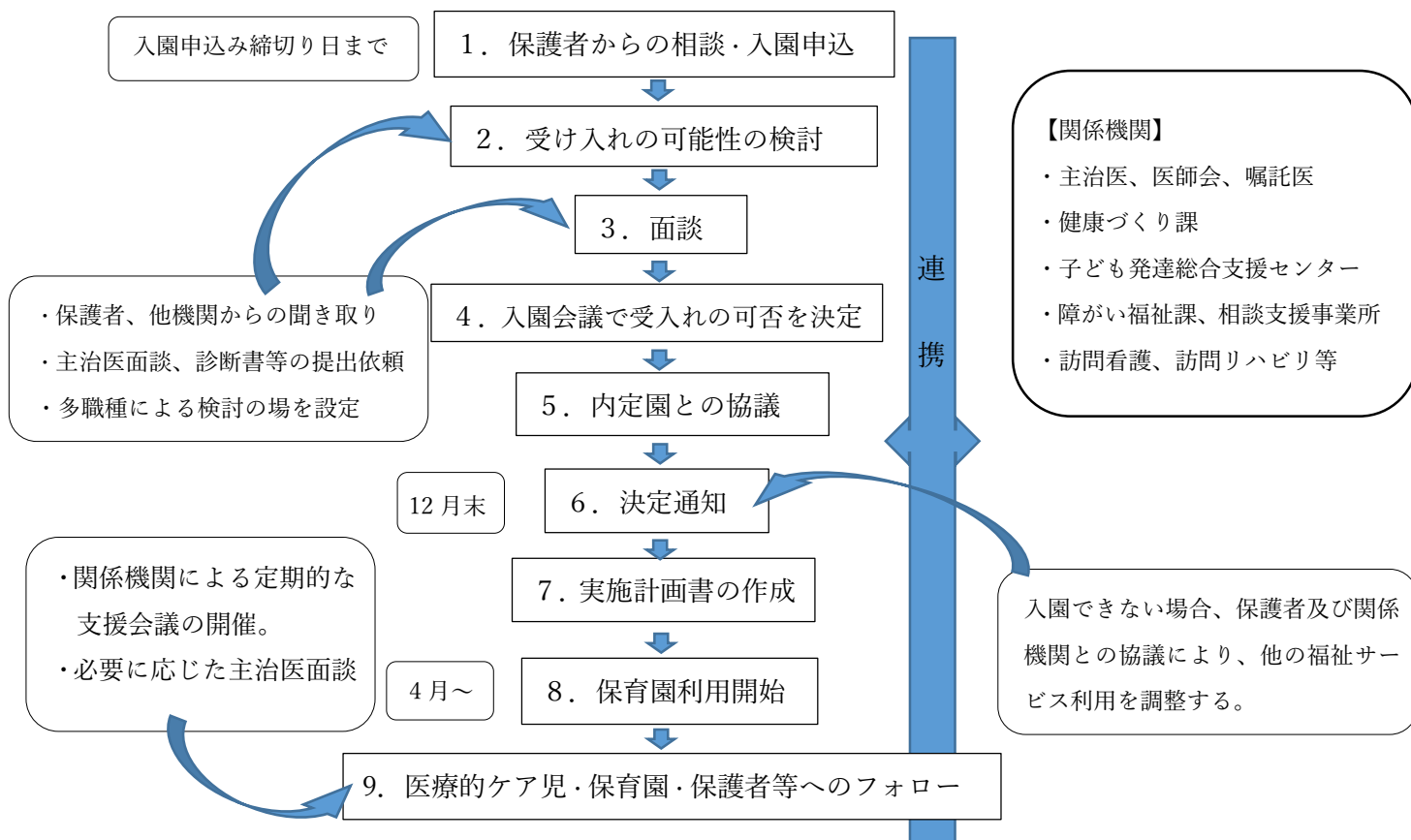
3 対象年齢

3歳児クラス以上で集団生活が可能（主治医診断書等で判断）な児童。または、3歳未満でも受け入れ要件を満たす児童。

4 受入れ体制

- (1) 受入れ時期は、年度初めの入園を基本とする。
- (2) 実施園は、公立保育園を基本とする。
- (3) 医療的ケアを実施できる時間の範囲は、看護師の勤務体制に準ずる。

第2 医療的ケア児の入園までの手続き



1 入園相談・入園申込

○入園相談

- (1) 本ガイドラインに基づき、受入れの手続きや保育環境、医療的ケアの実施内容等の説明を行う。
- (2) 保育が必要な家庭の状況や児童の様子、生活の状況、医療的ケアの内容、保育園以外の施設の利用希望等を聴取する。
- (3) 保育の申請に必要な書類の説明を行う。特に「(様式2) 医療的ケア指示書」の作成に必要な留意点を案内する。
- (4) 必要に応じて加配申請対応を行う。

○入園申込

- (1) 入園申込に必要な書類とともに、医療的ケア児の受入れに必要な書類「(様式1) 医療的ケア実施申込書」「(様式2) 医療的ケア指示書」「(様式3) 保育活動における活動のめやす」「(様式4) 医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書」を添付し申請する。※様式2、様式3は医療機関にて作成。
- (2) 入園申請書および様式1～様式4に基づいて、保護者の状況や児童の状況をよく聴取する。
- (3) 必要に応じて「健康診断書」の提出を依頼する。経費については保護者負担とする。

2 関係機関からの意見聴取（受け入れの可能性の検討）

- (1) 集団保育が適切か、また受入れにあたり必要な安全管理等について、関係機関に意見を求める。
- (2) 保護者の同意のもと同行受診、医師面談等により、保育開始に向けて情報を収集する。また、必要に応じて指示書の内容確認や緊急時の対応等の指導助言を受ける。
- (3) 必要に応じて、関係機関と協議の場を設定する。

3 面談

- (1) こども未来課職員と保護者、児童と面談を行う。
- (2) 保護者から日常の児童の様子、生活状況、医療的ケアの手技を必要に応じて確認する。
- (3) 児童の健康状態及び発達の状況を観察し、保育、医療の観点から、保育園における集団保育を実施することができるか確認する。
- (4) 必要に応じて「健康診断書」を参考に、聞き取りを行う。

4 入園会議で受入れの可否を決定

- (1) 入園会議で、関係機関からの情報提供および医療的ケアに必要な情報を協議し、受入れの可否を協議する。
- (2) 受入れが不可の際は他機関のサービスを調整し案内する。

5 内定園との協議

6 保育の入園決定（決定通知）

- (1) 入園決定の場合は、入園決定通知書を送付する。
- (2) 入園待機となった場合、障害児通所支援サービス、障害児入所支援等の調整を保護者及び関係機関と調整する。

7 医療的ケアの実施に関する書類（実施計画書）の作成

- (1) 実施園は、「(様式5) 医療的ケア実施計画書」を作成する。原本を保護者へ渡し、写しは実施園で保管する。
- (2) 実施園は、年度ごとに「(様式6) 医療的ケア実施記録」を作成し、毎日の医療的ケ

アの実施状況を記録する。

(3) 「(様式6) 医療的ケア実施記録」は保護者と情報を共有する。

8 保育園利用開始

保護者は、保育中の医療的ケアに必要な物品を実施園へ提供する。なお、使用後の物品等については、家庭に持ち帰る。

9 医療的ケア児・保育園・保護者等へのフォロー

(1) 関係機関による定期的な支援会議を開催する。

(2) 必要に応じて主治医面談を行う。

第3 医療的ケア児の入園後の継続について

1 医療的ケアの継続について

(1) 定期的な巡回指導等で児童の健康状態を把握し、医療的ケアの継続および実施内容について関係機関に意見を求める。

(2) 関係機関の意見を参考に、同一の医療的ケアの継続が必要であると認められた場合に、市は継続して保育を実施する。

2 受入れ後における医療的ケアの内容変更について

(1) 受入れ後、かつ、巡回指導等の継続審査前において、医療的ケアの内容に変更があった場合は、保護者は改めて「(様式1) 医療的ケア実施申込書」、「(様式2) 医療的ケア指示書」を提出する。

(2) 申請書類、児童の健康状態等に基づき、保育園等における集団保育の継続実施について、関係機関に意見を求める。

(3) 「医療的ケア指示書(様式2)」以外の医療的ケアが必要になった場合は原則として退園となる。なお、関係機関で協議した結果、受入れ可能の場合は改めて「医療的ケア指示書(様式2)」を提出する。

(4) 医療的ケアが終了する場合は、「(様式2) 医療的ケア指示書」または医療機関の診断書等の提出を受け、児童の健康状態等を確認し、通常の保育利用に変更となる。また関係機関に報告する。

3 長期欠席について

(1) 保育園等は、恒常的に保育園等での保育が必要な場合に在園することができるため、登園しない日が2か月以上続いた場合は、原則退園となる。

(2) 長期欠席の後、復園が可能となった場合は、保育園等における集団保育の再実施について、必要に応じて関係機関に意見を求め入園会議で可否を決定する。

第4 実施園での受入れについて

1 医療的ケアの実施者について

保育中の医療的ケアは基本的に看護師が行うものとする。医療的ケアを主に行うための看護師は、在園児の健康管理を行っている看護師とは別に配置する。

2 医療的ケアの安全実施体制について

(1) 医療的ケア実施に関する情報の共有

実施園は、関係機関の意見を参考に、「(様式1) 医療的ケア実施申込書」、「(様式2) 医

療的ケア指示書」の内容を確認し、主治医の指導を受け、医療的ケアを実施する。医療的ケアに関する情報は、施設長（園長）、保育士、看護師等および必要な関係機関で共有する。

（2）実施園関係者の役割

（ア）児童が園内で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で快適に過ごせるように、施設長（園長）、保育士、看護師等の職員、嘱託医、主治医が連携・協働する。

（イ）保育士は、看護師及び保護者と連携して日々の児童の健康状態を把握し、集団保育を行い、園での生活の状況を保護者に報告する。

（ウ）看護師は、保育士及び保護者と連携して児童の健康状態を把握する。また「（様式 2）医療的ケア指示書」に基づき「（様式 5）医療的ケア実施計画書」を作成し、保護者の理解及び同意のもと、保育士と相互に協力し、安全に医療的ケアを実施する。医療的ケアの実施状況と健康状態について「（様式 6）医療的ケア実施記録」で保護者に報告する。

（エ）嘱託医は、医療的ケア児の個別の状況を十分に踏まえて、健康診断や医療的ケアの内容について十分に情報共有することが求められる。

（3）衛生管理

（ア）実施場所については、感染防止が保てるよう環境の整備を行う。

（イ）児童が使用する医療的ケアの物品・備品等については、保護者と申し合わせを行い衛生的に保管・管理する。

（4）文書管理

医療的ケアの実施に関する、様式 1～様式 6 の書類は、実施園にて 10 年間保管する。

3 緊急時の対応

（1）実施園は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医及び嘱託医の協力により保育を実施する。

（2）緊急時の対応は、実施園で定めている事故発生時の対応の流れに沿って対応する。

（3）実施園は、緊急時の対応については事前に保護者に十分に説明し、同意を得ておく。

（4）保護者は、児童の体調が悪化した等の理由により、保育園等が保育の継続が困難と判断した場合には、保育園等からの連絡により、利用時間の途中であっても保護者等が児童の引き取りをする。病院搬送時には病院に直行する。

4 職員の研修

子どもの発達過程や疾病の状況を踏まえ、安全かつ適切に医療的ケアを提供するために、医療的ケア児に関わる可能性がある職員が必要な知識や技術を身につけられるよう、研修等の機会確保に努める。

第 5 保護者の了承事項

以下の事項について保護者に了承を取る。

1 医療的ケアについて

（1）児童及び保護者は、あらかじめ主治医を受診し、保育において児童に必要な医療的ケア及び緊急時の対応等も記載した「（様式 2）医療的ケア指示書」を提出する必要があること。また、実施園は主治医の緊急時対応等に関しての指導・助言が必要な場合に、実施園の担当者が児童及び保護者の受診に同行し、主治医との相談を行う場合が

あること。

- (2) 保育園等では、関係法令および主治医の指示書等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行う。

2 体調管理及び保育の利用中止等

- (1) 止むを得ない事情により医療行為を実施する看護師等が勤務できない場合には、保育の利用ができないことがあること。
- (2) 登園前、家庭において健康観察をすること。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には保育を利用しないこと。
- (3) 保育中、発熱、下痢、嘔吐、痙攣重積等の体調不良の場合、熱がなくても感染の疑いがある場合には、保護者等に連絡するため必ず連絡が取れるようにすること。また、体調不良により、実施園が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても保育の利用を中止し、保護者等による児童のお迎えをお願いすること。
- (4) 集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、園内で感染症が一定数以上発症した場合には、園からの情報により、保護者等が保育を利用するかどうか判断すること。また、実施園の判断で保育の利用を控えてもらう場合があること。
- (5) 実施園が必要と認める時には、主治医等を受診すること。なお、その費用は保護者等の負担となること。

3 緊急時及び災害時の対応等

- (1) 緊急時には、事前の打ち合わせで取り決めた医療機関等の病院を受診すること。
- (2) 児童の症状に急変が生じ緊急事態と実施園が判断した場合、その他必要な場合には、医療機関等に連絡を行い、必要な措置を講じること。同時に児童の保護者等に連絡を行うこと。また、保護者等へ連絡する前に児童を医療機関等に搬送し、受診または治療が行われることがあること。なお、それに伴い生じた費用は保護者等の負担となること。
- (3) 栄養チューブの交換は、保護者の責任の下、自宅や受診時に行うこと。また、保育中に抜けた場合は、保護者に連絡し自宅や受診時に行うこと。
- (4) 災害時対策として、万が一災害時に保護者等が迎えに来られないことがある可能性を想定し、保護者と相談のうえ適当な薬と食事（経管栄養の場合は栄養剤）を登園時に持参すること。

4 退園等

- (1) 児童の病態の変化等により、市が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は原則として退園となること。
- (2) 保育園等の人員、施設又は設備の状況により、当該保育園等での児童の受入れができなくなる場合があること。

5 情報の共有等

- (1) 医療的ケア児に対して安全安心な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について関係機関と共有すること。
- (2) 医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは他の児童の保護者との間で共有する場合があること。

6 その他

「第5 保護者の了承事項」1～5のほか、実施園との間で取り決めた事項を順守すること。

医療的ケア実施申込書

1. 医療的ケア申込み児童

希望園名	幼稚園／保育園／こども園			
ふりがな		生 年 月 日		
申込児童名		H/R/西暦 年 月 日 生		
住 所	松阪市			
連 絡 先	名 前	続 柄	電話番号	園への到着時間
				約 分
緊急連絡先	①			約 分
	②			約 分
医療機関名		医師名		

2. 園へ依頼する医療的ケアの内容及び方法

(該当する医療的ケアにチェックする)

医療的ケアの内容	依頼する医療的ケア内容等
<input type="checkbox"/> 喀痰吸引 (口腔・鼻腔・気管)	
<input type="checkbox"/> 経管栄養 (経鼻・胃瘻・腸瘻)	
<input type="checkbox"/> 酸素療法 (/ ℓ)	
<input type="checkbox"/> 導尿 (回数等)	
<input type="checkbox"/> 血糖値測定・インスリン注射 (回数・単位等)	
<input type="checkbox"/> その他	

年 月 日

松阪市長 様

上記の医療的ケアについて、園での実施を申し込みます。なお、受入れの検討を行う際、関係機関と必要書類の情報共有を行うことに同意します。

保護者名 _____

松阪市長 あて

医療的ケア指示書

医療的ケアについて、下記のとおり指示いたします。

希望園名	幼稚園／保育園／こども園		
ふりがな		歳	か月
児童名		H/R/西暦	年 月 日生
診断名			
下記該当する指示内容にチェックし、()内に数値等を記入してください。			
<input type="checkbox"/> 喀痰吸引（口腔・鼻腔・気管） <input type="checkbox"/> 喘鳴ごと <input type="checkbox"/> () 分毎 <input type="checkbox"/> その他			
<input type="checkbox"/> 経管栄養（経鼻・胃瘻・腸瘻） ・1日 () 回注入のうち、園で () 回の注入 ・園での対応時間 (:) (:) (:) ・1回あたりの注入量 () ml ・内容（製品名等） ()			
<input type="checkbox"/> 導尿 ・1日 () 回 () 時間ごと ・園での実施時間 (:) (:) (:) ・カテーテル製品名 () ・カテーテルサイズ () Fr/EG			
<input type="checkbox"/> 血糖値測定 ・1日 () 回 () 時間ごと ・園での測定時間 (:) (:) (:)			
<input type="checkbox"/> インスリン注射 ・1回量 () 単位 ・薬剤名 ()			
<input type="checkbox"/> 酸素療法 ・流量 () ℓ/分			
<input type="checkbox"/> その他 必要とする特別な配慮と禁忌事項			

下記該当する指示内容にチェックし、()内に数値等を記入してください。

必要とする特別な配慮と禁忌事項

集団保育の中での生活

適当

適当でない (理由等: _____)

集団保育上の注意・配慮事項

制限なし (同年齢児童と同等度の生活・運動が可能)

制限あり ※「(様式3)保育活動における活動のめやす」の該当項目にチェックしてください。

本児が集団生活を送るうえで制限や配慮が必要な項目にチェックし、具体的な内容をご記入ください。

項目	具体的な内容
<input type="checkbox"/> 食事	
<input type="checkbox"/> 排泄	
<input type="checkbox"/> 睡眠	
<input type="checkbox"/> 運動	
<input type="checkbox"/> 移動	
<input type="checkbox"/> 野外活動 (プール・遠足等)	
<input type="checkbox"/> コミュニケーション (言葉の遅れ等)	
<input type="checkbox"/> その他	

年 月 日

医療機関住所

医療機関名

電話番号

医師名

⑩

保育活動における活動のめやす

		軽い活動	中等度の活動	強い活動
保育施設等での 主な年齢別活動内容	0 歳児	<input type="checkbox"/> ハイハイで移動する <input type="checkbox"/> 滑り台を大人にさせてもらう <input type="checkbox"/> 手指を使った遊び	<input type="checkbox"/> コンビカーを押して歩く <input type="checkbox"/> 這ってマットの山を登り降りる	<input type="checkbox"/> 高い高い
	1 歳児	<input type="checkbox"/> 砂遊び <input type="checkbox"/> 室内遊び <input type="checkbox"/> 屋内用滑り台を滑る。	<input type="checkbox"/> 散歩（往復20分程度） <input type="checkbox"/> 2階程度の階段の昇降 <input type="checkbox"/> 滑り台を滑る <input type="checkbox"/> コンビカーに乗る <input type="checkbox"/> リズムに合わせて体を動かす	<input type="checkbox"/> 2階以上の階段の昇降 <input type="checkbox"/> 水遊び、泥んこ遊び <input type="checkbox"/> 少し高いところから飛び降りる <input type="checkbox"/> コンビカーで走る <input type="checkbox"/> 走る
	2 歳児	<input type="checkbox"/> 砂遊び <input type="checkbox"/> 室内遊び <input type="checkbox"/> 滑り台を滑る	<input type="checkbox"/> 散歩（往復30分程度） <input type="checkbox"/> 長い階段の昇降 <input type="checkbox"/> 三輪車に乗る <input type="checkbox"/> 両足飛び	<input type="checkbox"/> 追いかっこ <input type="checkbox"/> 水遊び、泥んこ遊び <input type="checkbox"/> プール遊び <input type="checkbox"/> 高い所からジャンプする <input type="checkbox"/> リズム遊び
	3 歳児	<input type="checkbox"/> 砂遊び <input type="checkbox"/> 室内遊び <input type="checkbox"/> 滑り台を滑る	<input type="checkbox"/> 散歩（往復40分程度） <input type="checkbox"/> 鉄棒の足抜きまわり <input type="checkbox"/> ジャングルジムに登る <input type="checkbox"/> 三輪車を漕ぐ	<input type="checkbox"/> 鬼ごっこ、かけっこなど <input type="checkbox"/> 水遊び、泥んこ遊び <input type="checkbox"/> プール遊び <input type="checkbox"/> 高い所からジャンプする
	4 歳児	<input type="checkbox"/> 砂遊び <input type="checkbox"/> 室内遊び <input type="checkbox"/> 三輪車を漕ぐ <input type="checkbox"/> 滑り台を滑る	<input type="checkbox"/> 散歩（往復50分程度） <input type="checkbox"/> 鉄棒の前まわり <input type="checkbox"/> ジャングルジムに登る <input type="checkbox"/> 水遊び、泥んこ遊び	<input type="checkbox"/> 走る、鬼ごっこ、かけっこなど <input type="checkbox"/> プール遊び <input type="checkbox"/> フープ遊び <input type="checkbox"/> ドッジボール（転がし）、サッカー
	5 歳児	<input type="checkbox"/> 砂遊び <input type="checkbox"/> 室内遊び <input type="checkbox"/> 三輪車を漕ぐ <input type="checkbox"/> 滑り台を滑る	<input type="checkbox"/> 散歩（往復1時間程度） <input type="checkbox"/> 鉄棒の前まわり、逆上がり <input type="checkbox"/> ジャングルジムに登る <input type="checkbox"/> 水遊び、泥んこ遊び	<input type="checkbox"/> 走る <input type="checkbox"/> プール遊び <input type="checkbox"/> フープ遊び <input type="checkbox"/> リズム遊び <input type="checkbox"/> 縄跳び <input type="checkbox"/> 跳び箱、マット遊び <input type="checkbox"/> ドッジボール、サッカー

医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書

1. 保育を行う日及び時間は、平日（月～金曜日）の看護体制が整う時間帯とします。
2. 緊急時に備え、必ず園と連絡をとれる体制を整えてください。
3. 児童の体調変化等で園が迎えの要請をした際は、速やかに迎えに来てください。
4. 児童の症状が急激に悪化した等の場合には、原則として保護者に連絡したうえで医療機関の受診を行うが、保護者と連絡が取れない場合や緊急の場合は保護者に連絡するより早く医療機関への搬送を行い、受診・治療が行われる場合があります。
5. 児童の状況が変わり、集団保育ができないと主治医、こども未来課が判断した場合や、看護師不在等で医療的ケア児の保育が受入れ困難となった場合、退園していただきます。
6. 児童の状況が変わった場合、また年度ごとに様式 1・様式 2・様式 3・様式 4 を提出してください。
7. 様式 6 で登園及び降園時に保護者と園が引継ぎを行い家庭と保育中の児童の様子を共有します。
8. 保護者は、医療的ケアに必要な医療機関での診療費用や意見書等の文書代、及び器具・消耗品等を用意してください。
9. 実施に必要な用具・消耗品を点検補充し使用後は持ち帰り処分してください。
10. 必要に応じて保護者の同意のもと、在籍園及び医療機関を含めた関係機関で情報共有します。
11. 災害発生時には、速やかな迎えをお願いします。また、災害対策として 1 日分の医療的ケアに必要な物品および薬を用意してください。保育園でお預かりし災害発生時に適宜使用します。
12. 急変時や災害発生時、可能な限り対応をしますが、医療機関でないため適切な処置がとれない場合があります。
13. その他、園との間で取り決めた事項を遵守いただき、必要に応じて同意書へ追記させていただきます。

あて先

松阪市長

松阪市認可保育園及びこども園への入園にあたり、上記に掲げる事項について
同意します。

年 月 日

住 所

保護者名

児 童 名

年 月 日

(保護者名)

様

園 名

園長名

住 所

連絡先

医療的ケア実施計画書

医療的ケアを必要とする児童の医療的ケアについての実施計画書を提出します。

名 前		男 女	年 齢	歳	生年 月日	H/R/西暦 年 月 日
実施 担 当 者	(職名)			(名前)		
	(職名)			(名前)		
	(職名)			(名前)		
医療的ケアの内容		実施方法 (手順)			準備物・留意点	
緊急時の対応						
予想される緊急時の状態			対 応			

時 間	医療的ケア・体温・栄養・排便排尿・午睡等の状況
:	
:	
:	
:	
:	
:	
:	
:	
:	
:	
:	
:	
:	
:	
:	
:	
:	
:	
:	
:	
:	
:	
:	
:	
:	

